

医療保険・特約MAX 入院給付金について

1. 「治療を目的とする入院」以外は対象外

下記のような入院は対象になりません。

- ×：美容整形など、美容上の処置を目的とする入院
- ×：治療処置を伴わない人間ドック検査など、健康診断を目的とする入院
- ×：正常分娩のための入院

《注意》「糖尿病の食事指導」のための入院は、対象になります。

2. 異常妊娠・異常分娩での入院は対象

妊娠・分娩に伴う異常（異常妊娠・異常分娩）による入院は、「疾患」として入院給付金の対象になります。

：妊娠悪阻（にんしんおそ）	いわゆる「つわり」のおもいもの
：妊娠中毒症	
：流産	妊娠22週未満で、胎芽・胎児が子宮外に出てしまうこと（子宮内で死亡している場合も含む）
：切迫流産	流産が始まろうとする状態で、まだ治癒する可能性があるもの
：早産	妊娠22週目から37週未満の分娩
：切迫早産	早産が始まろうとする状態で、まだ治癒する可能性があるもの
：異常分娩（帝王切開分娩、鉗子分娩、吸引分娩、骨盤位牽出分娩）をおこなった入院	

《注意》

いずれの場合も、保険種類に応じた必要入院日数を満たしていることをご確認ください。

保険種類	必要入院日数
EVER シリーズ・特約MAX（短期入院特則付） 特約MAX介護プラス・特約MAX21 介護プラス	日帰り入院から保障対象
特約MAX（短期入院特則なし） スーパー医療保険（保険種類43）の疾病・災害入院 総合入院治療保険（保険種類41）の災害入院 法人会医療保険（保険種類44）の災害入院	5日以上入院が必要
総合入院治療保険（保険種類41）の疾病入院 法人会医療保険（保険種類44）の疾病入院	8日以上入院が必要

「帝王切開分娩」は、手術給付金の対象になります。

ただし、「帝王切開分娩」以外の分娩に対する手術は、手術給付金の対象外となります。
（医科診療報酬点数表をもとに手術の対象可否を判断する保険は規定が異なります。）

総合入院治療保険（保険種類41）では、異常分娩について支払日数の限度（10日限度）があります。